

栃木県後期高齢者医療広域連合公文例規程

平成 19 年 2 月 1 日
訓 令 第 3 号

改正 令和 6 年 10 月 28 日 訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 本広域連合における公文の例式及びその文体、用字、用語等については、別に定めがあるもののほか、この規程に定めるところによる。

(文書の左横書き)

第 2 条 文書の書き方は、左横書きとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、縦書きとする。ただし、第 3 号に掲げるものは、必要に応じて左横書きとすることができる。

- (1) 法令により様式を縦書きと定められたもの
- (2) 他の官公庁が様式を縦書きに定めているもの
- (3) 賞状、表彰状、祝辞その他これに類するもの
- (4) その他特に縦書きを必要とするもの

(公文の書類)

第 3 条 公文の書類は、次のとおりとする。

- (1) 条例 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条の規定により制定するもの
- (2) 規則 地方自治法第 15 条の規定により制定するもの
- (3) 告示 法令等の規定又は権限に基づいて処分し、若しくは決定した事項を一般に公示するもの
- (4) 公告 一定の事実を一般に公示するもの
- (5) 訓令 広域連合長が所属の諸機関及び職員に対して指揮命令するもので、公示するもの
- (6) 訓 広域連合長が所属の諸機関及び職員に対して指揮命令するもので、公示しないもの
- (7) 達 権限に基づき、特定の者に対して一方的に特定の事項を命令し、禁止し、若しくは停止し、又は既に与えた許可等の行政処分を取り消すもの
- (8) 指令 団体、個人等からの申請、出願等に対し、処分の意思を表示するもの

(9) 通達 広域連合長がその指揮監督権に基づき、所属の諸機関若しくは職員又は団体等に対して命令し、又は指示するもの

(10) 依命通知 広域連合長が自己の名をもって諸機関若しくは職員又は団体等に通達すべき事項を、その命によりその補助機関が自己の名をもって通知するもの

(11) その他 通知、報告、照会、回答、諮問、答申、建議、申請、進達、副申、願い、届け、依頼等

(文体)

第4条 文体は、原則として「である」を基調とする口語体を用いる。ただし、往復文書（通知、通達、供覧、回覧、伺い、願い、届け、申請、照会、回答、報告等を含む。）の類は、「ます」を基調とする文体を用いる。

(用字及び用語)

第5条 用字は、原則として漢字と平仮名を交えて用いる。ただし、外国の地名、人名及び外来語は、片仮名を用いる。

2 漢字は、原則として常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）の範囲内で用いる。

3 仮名遣いは、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）を用いる。

4 送り仮名は、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）による。

5 用語は、努めて難解な文字をさけ、易しい言葉を用いる。

(数字)

第6条 数字は、アラビア数字を用いる。ただし、固有名詞、概数を示す語、単位として用いる語、慣習的な語その他特に必要なものについては、漢字を用いることができる。

(見出し符号)

第7条 項目を細別するため用いる見出し符号は、第1、第2、第3…1、2、3…(1)、(2)、(3)…ア、イ、ウ…(ア)、(イ)、(ウ)…a、b、c…(a)、(b)、(c)…の順による。この場合において、句読点は、付けず1字分空白として、次の字を書き出す。

(公文の書式)

第8条 公文の書式は、栃木県後期高齢者医療広域連合公文例（別表）による。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第8条関係）

栃木県後期高齢者医療広域連合公文例

用 例	備 考
<p>第1 条例 1 制定する場合 (1) 条のみからなる場合</p> <p>a ×○○○○条例をここに公布する。</p> <p>b ××○年○月○日</p> <p>c 栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××</p> <p>d 栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号</p> <p>e ×××○○○○条例</p> <p>f × (○○○)</p> <p>g h 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○○○○○。</p> <p>i × (○○○) 第2条×○○○○○○○○○○○○○。 第3条×○○○○○○○○○。 第4条×○○○○○○○。 第5条×○○○○○○○。</p> <p>j 2×○○○○○○○。 3×○○○○○○○○○○○。 × k ×(1)×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ××○○○○○○○。 ×(2)×○○○○○○○○○。 ×(3)×○○○○○○○○○○○○○。 l ××ア×○○○○○○○○○○○○○。 ××イ×○○○○○。 ××ウ×○○○○○○○○○。</p>	<p>a 第2字目とし、2行目からは、第1字目とすること。</p> <p>b 第3字目とすること。</p> <p>c 終わりから3字目で終わるように適当に配字すること。</p> <p>d 第1字目とすること。</p> <p>e 第4字目とすること。</p> <p>f 第2字目とし、左の丸括弧と第2字目をそろえ、初字は3字目とすること。</p> <p>g 第1字目とし、2行目からは、第2字目とすること。</p> <p>h 1字分空けること。</p> <p>i 見出しは、1条ごとに付けること。ただし、連続する2以上の条が同じ範ちゅうに属する事項を規定している場合には、共通見出しとして前の条にまとめて付けること。</p> <p>j 同一条の項が2以上になるときは、第2項以後の項にアラビア数字で第1字目に項番号を付けること。</p> <p>k 項の中を細分するときは、号を用い、第2字目に左右の半角丸括弧で囲んだ半角アラビア数字の号名を付け、右の半角丸括弧の後ろは半角1字分空けること。</p> <p>l 号の中をさらに細分するときは、ア、イ、ウを用い、第3字目とすること。</p>

××エ×○○○○○○○○○○○○○。

m

×××(ア)×○○○○○○○○○○○○○。

×××(イ)×○○○○○○○○○○○。

×××(ウ)×○○○○○○○。

第6条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

×○○○○○○○。

n

×××附×則

o

×○○○○○○○○○○○○○。

m ア、イ、ウの中を細分するときは、(ア)、(イ)、(ウ)を用い第4字目とし、右の半角丸括弧の後ろは半角1字分空けること。

n 第4字目とし、「附」と「則」の間は、1字分空けること。

o 第2字目とし、2行目からは第1字目とすること。ただし、2項以上になるときは、アラビア数字で第1字目に項番号を付け、第3字目とし2行目からは、第2字目とすること。

(2) 章、節等を区分してある場合

×○○○条例をここに公布する。

×××年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号

×××○○○○条例

a

目次

b

×第1章×○○○

c

d

e

××第1節×○○○ (第1条・第2条)

××第2節×○○○○○

f

g

×××第1款×○○○ (第3条-第○条)

×××第2款×○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (第○○条-

h

×××××××第○○条)

i

×第2章×○○○ (第○条)

j

×附×則

k

×××第1章×○○○○○○○

l

××××第1節×○○○○○

× (○○○)

m

第1条×○○ (以下「○○○○」という。) ○○○○○○

×○○○○○○○。

× (○○○)

a 第1字目とすること。

b 第2字目とすること。

c 第3字目とすること。

d 節名に続けて丸括弧書きし、節内の条番号を挙げること。

e 丸括弧内の条が2箇条の場合は、「・」で結ぶこと。

f 第4字目とすること。

g 丸括弧内の条が3箇条以上の場合、「-」で結ぶこと。

h 2行以上にわたる場合は、書き出しと同じ位置とすること。

i 丸括弧内の条が1箇条の場合は、その条番号を丸括弧で囲むこと。

j 第2字目とすること。

k 第4字目とすること。これ以後を本則という。

l 第5字目とすること。

m かぎ括弧は、その前の用語を要約して一種の略称又は補足的定義を定める場合に用いること。

第2条×○○○○○○○○○○○○。

×××第2節×○○○

n

××××第1款×○○○

× (○○)

第○○条×○○○○○○○○。

××××第2款×○○

× (○○)

第○○条×○○○○○○○○。

×××第2章×○○○

× (○○)

第○○条×○○○○○○○○。

×××附×則

o

× (○○)

1×○○○○○○。

× (○○)

2×○○○○○○○○○○。

× (○○)

3×○○○○○○○○○○。

n 第6字目とすること。

o 附則が3項以上の場合は、見出しを付けること。

(3) 単行文(本則が1項のみ)の場合

×○○○条例をここに公布する。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号

×××○○○条例

a

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×××附×則

a 第2字目とし、2行目からは、第1字目とすること。

×○○○○。

2 全部を改正する場合

a

×○○○条例をここに公布する。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号

b

×××○○○条例

c

×○○○○○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）の全部を改正する。

×（○○○）

d

第1条×○○○○○○○○○○。

×（○○○○○）

第2条×○○○○○○○○○○。

×××附×則

e

×○○○○。

a 改正後の条例名を記載すること。

b 改正後の条例名を記載すること。

c 第2字目とすること。改正前の条例名を記載すること。

d 以下制定の場合の例によること。

e 既存の条例を廃止する旨の規定は置かないこと。

3 一部を改正する場合（新旧対照表方式）

（1）一般的な改正の場合

×○○○条例の一部を改正する条例をここに公布する。

××○年○○月○○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号

×××○○○条例の一部を改正する条例

a

b

×○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号）の一部を次の表のように改正する。

c

（下線部分は改正部分）

改×××正×××後	改×××正×××前
×（○○） 第○条×○ <u>▲▲</u> 。	×（○○） 第○条×○ <u>▲▲▲</u> 。

◎一部を改正する場合は基本的に新旧対照表方式によること。

a 第2字目とし、2行目からは、第1字目とすること。

b 全て条例番号を入れること。

c 以下一部改正の文例に従い記載すること。

×××附×則
 ×○○○○○○○○○○○○○。

(2) 2以上の条例を一括して改正する場合

a
 ×○○○○○○○○○○○○○○○条例等の一部を改正する条例
 をここに公布する。
 ×××年○○月○○日
 栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××
 栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号
 ×××○○○○○○○○○○○○○○○条例等の一部を改正する

b
 ×××条例

× (○○○○○○○○○○○○○○○条例の一部改正)

c
 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○条例 (○年栃木県後期
 ×高齢者医療広域連合条例第○○号) の一部を次の表のよ
 ×うに改正する。
 de
 (下線部分は改正部分)

改×××正×××後	改×××正×××前
× (○○) 第○条×○ <u>▲▲</u> 。	× (○○) 第○条×○ <u>▲▲▲</u> 。

× (○○○○○条例の一部改正)
 第2条×○○○○○条例 (○年栃木県後期高齢者医療広域
 ×連合条例第○○号) の一部を次の表のように改正する。
 (下線部分は改正部分)

改×××正×××後	改×××正×××前
× (○○) 第○条×○ <u>▲▲</u> 。	× (○○) 第○条×○ <u>▲▲▲</u> 。

× (○○○条例の一部改正)

- a 2の条例を一括して改正する場合は、「○○条例及び○○○条例の一部を改正する条例」とすること。
- b 題名が2行以上にわたる場合は、1行目の書き出しと同じ位置にすること。
- c 改正する条例ごとに条を設けること。
- d 以下一部改正の文例に従い記載すること。
- e 新旧対照表の左端は第1文字目とすること (一般的な改正の場合の表と同じ。)

第3条×○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合×条例第○○号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改×××正×××後	改×××正×××前
×（○○） 第○条×○ <u>▲▲</u> 。	×（○○） 第○条×○ <u>▲▲▲▲</u> 。

×××附×則

×○○○○○○○○○○○○。

4 一部改正をする場合（改め文方式）

（1） 1つの条例の一部を改正する場合

×○○○条例の一部を改正する条例をここに公布する。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号

×××○○○条例の一部を改正する条例

a b

×○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第

○号）の一部を次のように改正する。

c

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×××附×則

×○○○○。

◎大量の表や様式の改正を行う場合など新旧対照表方式によることが適当でない場合には、改め文方式により一部改正を行うことができる。

a 第2字目とし、2行目からは、第1字目とすること。

b すべて条例番号を入れること。

c 以下一部改正の文例に従い記載すること。

（2） 2以上の条例を一括して改正する場合

a

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号

×××○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例等の一部を改正

a 2の条例を一括して改正する場合は、「○○○条例及び○○○条例の一部を改正する条例」とすること。

b
 ×××する条例

× (○○○○○○○○○○○○○○○○条例の一部改正)

c
 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○条例 (○年栃木県後
 ×期高齢者医療広域連合条例第○号) の一部を次のように
 ×改正する。

d
 ××○○○○○○○○○○。

× (○○○○○条例の一部改正)

第2条×○○○○○条例 (○年栃木県後期高齢者医療広域
 ×連合条例第○号) の一部を次のように改正する。

××○○○○○○○○○○○○○○。

× (○○○○○○○条例の一部改正)

第3条×○○○○○○○条例 (○年栃木県後期高齢者医療
 ×広域連合条例第○号) の一部を次のように改正する。

××○○○○○○○○○○○○○○。

×××附×則

×○○○○○○○○○○。

- b 題名が2行以上にわたる場合は、1行目の書き出しと同じ位置にすること。
- c 改正する条例ごとに条を設けること。
- d 一部改正の文例に従い記載すること。ただし、初字は、1字ずつ繰り下げること。

5 一部を改正する場合 (新旧対照表方式と改め文方式の併用)

×○○○条例の一部を改正する条例をここに公布する。

××○年○○月○○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号

×××○○○条例の一部を改正する条例

a
 ×○○○条例 (○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第
 ○○号) の一部を次のように改正する。

b
 ×次の表のように改正する。

c
 (下線部分は改正部分)

改×××正×××後	改×××正×××前
-----------	-----------

- a 新旧対照表方式とは異なること。
- b 新旧対照表方式
- c 一部改正の文例に従い記載すること。

× (〇〇) 第〇条×〇▲▲。	× (〇〇) 第〇条×〇▲▲▲。
--------------------	---------------------

d
 ×様式第1号を次のように改める。

様式第1号

〇〇〇申請書

×××附×則

×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

d 改め文方式

6 廃止する場合

(1) 一般的な廃止の場合

×〇〇〇条例を廃止する条例をここに公布する。

××〇年〇月〇日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

栃木県後期高齢者医療広域連合条例第〇〇号

×××〇〇〇条例を廃止する条例

a
 ×〇〇〇条例（〇年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第〇号）は、廃止する。

×××附×則

×〇〇〇〇〇〇〇〇。

a 第2字目とすること。

(2) 2以上の条例を一括して廃止する場合

a
 ×〇〇〇条例等を廃止する条例をここに公布する。

××〇年〇月〇日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

栃木県後期高齢者医療広域連合条例第〇〇号

×××〇〇〇条例等を廃止する条例

b
 ×次に掲げる条例は、廃止する。

c
 ×(1)×〇〇〇条例（〇年栃木県後期高齢者医療広域連合条

a 第2字目とすること。

b 第2字目とすること。

c 第2字目とすること。

××例第○号)
 ×(2)×○○○○○○○条例(○年栃木県後期高齢者医療広域
 ××連合条例第○号)
 ×(3)×○○○○○○○○○条例(○年栃木県後期高齢者医
 ××療広域連合条例第○号)
 ×××附×則
 ×○○○○○○○○○。

7 一部改正の文例(新旧対照表方式の場合)

(1) 字句を改正する場合

(下線部分は改正部分)

改×××正×××後	改×××正×××前
×(○○)	×(○○)
第2条×略	第2条×略
a 2×○○ <u>▲▲▲</u> ○○。	2×○○ <u>▲▲</u> ○○。
b 3×○ <u>▲▲</u> ○○○○○	3×○○○○○○○
4×○○○○○。	c 4×○○○ <u>▲▲▲▲</u> ○。

◎改正前後で文字数を揃えるための空白は入れない。

- a 字句を他の字句に改める場合
- b 字句を追加する場合
- c 字句を削る場合

(2) 条等を追加し、又は廃止する場合

(下線部分は改正部分)

改×××正×××後	改×××正×××前
a 第11条×略	第11条×略
×(<u>▲▲▲</u>)	
第12条× <u>▲▲▲▲▲</u> 。	b [新設]
c 第13条~第15条×略	第12条~第14条×略
d 第11条×略	第11条×略
e [削る]	×(<u>▲▲▲</u>)
	第12条× <u>▲▲▲▲▲</u> 。

- a 条等を追加する場合
- b 改正前の欄に〔新設〕と注記する。
- c 条等を追加し、以下各条等を繰り下げる場合
- d 条等を削る場合
- e 改正後の欄に〔削る〕と注記する。

f 第12条～第14条×略	第13条～第15条×略
g 第10条×削除	× (▲▲) 第10条×▲▲▲▲▲。

f 条等を削り、以下各条等を繰り上げる場合

g 廃止する条等の条名を残す場合

(3) 条等の全部を改正する場合

(下線部分は改正部分)

改×××正×××後	改×××正×××前
× (▲▲)	× (▲▲▲)
第3条×▲▲▲▲▲。	第3条×▲▲▲▲▲▲▲▲
<u>2</u> ×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	×▲▲▲▲▲。
×▲▲▲▲▲▲▲▲。	<u>2</u> ×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
×(1)×▲▲▲▲▲	×▲▲▲。
×(2)×▲▲▲▲	×(1)×▲▲▲▲
	×(2)×▲▲▲▲▲▲

8 一部改正の文例（改め文方式の場合）

(1) 条文を改正する場合

ア 条を改正する場合

a

×第〇条を次のように改める。

× (〇〇)

b

第〇条×〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

c

×第〇条から第〇条までを次のように改める。

× (〇〇)

第〇条×〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

× (〇〇)

第〇条×〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

× (〇〇)

第〇条×〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

a 第2字目とすること。

b 第1字目とすること。この場合、見出しがあれば見出しを付けること。

c 連続する3以上の条文を続けて改正する場合。2条の場合は、「第〇条及び第〇条を」とすること。

イ 項を改正する場合

×第〇条第〇項を次のように改める。

a
2×〇〇〇〇〇〇〇〇。

a 第1字目とすること。この場合、項番号は、第2項以下に限って付け、第1項の場合は付けないこと。

ウ 号を改正する場合

×第〇条（第〇項）第3号を次のように改める。

a
×(3)×〇〇〇〇〇〇〇〇。

a 第2字目とすること。

エ ただし書を改正する場合

×第〇条（第〇項）（第〇号）ただし書を次のように改める。

a
××ただし、〇〇〇〇〇〇。

a 柱書きの書き出しより1字下げること。

オ 字句を改正する場合

×第〇条（第〇項）（第〇号）中「^a〇〇〇〇〇^b」を「〇〇」に改める。

a b 改める部分 a と改められる部分 b とが判然とするように引用すること。

c
×第〇条、第〇条及び第〇条中「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇〇〇」に改める。

c 2以上の条文の同一字句を一括して改正する場合

(2) 条文を追加する場合

ア 条を追加する場合

(ア) 既存の条間に追加する場合

a
×第〇条の次に次の2条を加える。

a 既存の条番号を繰り下げないで追加する場合

×(〇〇)

第〇条の2×〇〇〇〇〇〇〇〇。

×(〇〇)

第〇条の3×〇〇〇〇〇〇〇〇。

b
×第8条を第10条とし、第4条から第7条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

b 既存の条番号を繰り下げて追加する場合

×(〇〇)

第4条×〇〇〇〇〇〇〇〇。

×(〇〇)

第5条×○○○○○○○○。

(イ) 既存の条の最後に追加する場合

×第○条の次に次の1条を加える。

× (○○)

第○条×○○○○○○○○。

(ウ) 既存の章、節の最後に追加する場合

×第○章(第○節)中第○条の次に次の1条を加える。

× (○○)

第○条の2×○○○○○○○○。

(エ) 既存の章、節の最初に追加する場合

×第○章(第○節)中第○条の前に次の1条を加える。

× (○○)

a
第○条の2×○○○○○○○○。

a 「第○条」は、前の章、節の最終の条番号とすること。

イ 項又は号を追加する場合

a
条を追加する場合の例による。

a 既存の項の中途に追加する場合は、必ず項の繰り下げを行い、「第○項の2」とはしないこと。

ウ ただし書を追加する場合

×第○条(第○項)(第○号)に次のただし書を加える。

a
××ただし、○○○○○○○○○○○○○○。

a 条又は項に加える場合にあつては第3字目とし、号に加える場合にあつては第4字目とすること。

エ 字句を追加する場合

×第○条(第○項)(第○号)(ただし書)中「○○」の次に「○○○」を加える。

(3) 条文を削除する場合

ア 条を削除する場合

×第○条を次のように改める。

a
第○条×削除

b
×第○条を削る。

c
×第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第○条

a 本則中の条間の場合で条番号を残す場合に用いること。

b 本則中の最後の条等で条番号、本文ともに消す場合に用いること。

c 条文を削り、以下各条文を繰り上げる場合に用いること。

までを1条ずつ繰り上げる。

a
×○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）は、廃止する。

b
×次に掲げる条例は、廃止する。

×(1)×○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合××条例第○号）

×(2)×○○○○○○○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療××広域連合条例第○号）

(3) 経過規定

×この条例の施行の際現に○○○である者は、この条例（の規定）により○○したものとみなす。

×この条例の施行前に○○によりした○○については、なお従前の例による。

×この条例の施行の際現に○○○している者は、この条例の施行の日から○○日以内に○○しなければならない。

(4) 既存規定の改正に関する規定

×○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）の一部を次のように改正する。

a
××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

a 1 条例を廃止する場合

b 2以上の条例を廃止する場合

a 一部改正の文例（新旧対照表方式又は改め文方式）に従い記載すること。ただし、初字は、一字ずつ繰り下げること。

第2 規則

1 制定する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号

×○○○規則を次のように定める。

××○年○月○日
栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

×××○○○規則

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×××附×則

◎規則の場合には、公布文に代えて制定文を付するほかは、すべて条例の例によること。

×○○○○○○○○。

2 全部を改正する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号

×○○○規則を次のように定める。

××○年○月○日
 栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

×××○○○規則

×○○○○規則（○年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号）の全部を改正する。

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×××附×則

×○○○○○○○○。

3 一部を改正する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号

×○○○規則の一部を改正する規則を次のように定める。

××○年○月○日
 栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

×××○○○規則の一部を改正する規則

×○○○規則（○年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改×××正×××後	改×××正×××前
×（○○） 第○条×○▲▲。	×（○○） 第○条×○▲▲▲。

×××附×則

×○○○○○○○○。

4 廃止する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号

×○○○規則を廃止する規則を次のように定める。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

×××○○○規則を廃止する規則

×○○○規則（○年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号）は、廃止する。

×××附×則

×○○○○○○○○。

第3 告示

1 新たに発する場合

(1) 一定事項を公表する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号

a

×○○法（○年法律第○号）第○条の規定により、次の○

b

○を許可（認可）（登録）したので、同法第○○条の規定により告示する。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

a 許認可等行為の根拠規定を記載すること。

b 公表すべき旨の根拠規定を記載すること。

(2) 行政行為をする場合

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号

×○○法（○年法律第○号）第○条の規定により○○○○

○○○○○○○○○○○○を次のように定める。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

◎特に適用期日を定めようとするときは、「○○○を次のように定め、○年○月○日から適用する。」とすること。

2 一部を改正する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号

×○○法（○年法律第○号）第○条の規定による○○を定める（指定する）（に関する等）告示（○年栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号）の一部を次のように改正する。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

×次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改×××正×××後	改×××正×××前
×（○○） 第○条×○ <u>▲▲</u> 。	×（○○） 第○条×○ <u>▲▲▲</u> 。

3 廃止する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号

×○○法（○年法律第○号）第○条に規定する○○を指定する告示（○年栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号）は、廃止する。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

◎特に廃止期日を定めようとする場合は、「○○は、○年○月○日限り廃止する。」とすること。

第4 訓令

栃木県後期高齢者医療広域連合訓令第○号

×○○○規程を次のように定める。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名××

×××○○○規程


×（○○）

第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×（○○）

◎訓令の制定改廃の形式は、条例及び告示の例によること。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名  ×


2 許可（認可、承認等）しない場合

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第○号

令 達 先×

×○年○月○日付け（○第○号）で申請のあった○○○に
ついては、次の理由により（○○○の理由により）許可（認
可、承認）しません。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名  ×

a b

1×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

2×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

a 第1字目とすること。

b 1字分空けること。

3 補助金交付の場合


栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第○号

令 達 先×

a

×○年○月○日付け（○第○号）で申請のあった○○○に
ついては、○○○○○○○○○○として○○○○○○○○○
○○円を交付します。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名  ×

a 許可（認可、承認等）の例により記載すること。

4 附款を付する場合

(1) 条件付きの場合

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第○号

令 達 先×

a

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。ただ

a 許可（認可、承認等）の例により記載すること。

し、〇〇しなければ、〇〇〇〇〇〇してはなりません。(ただし、〇年〇月〇日までに〇〇しないときは、その効力を失います。)

××〇年〇月〇日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名 印×

(2) 期限付きの場合

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第〇号

令 達 先×

a

×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。ただし、その期間は、〇年〇月〇日までとします。(ただし、その期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとします。)

××〇年〇月〇日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名 印×

a 許可(認可、承認等)の例により記載すること。

(3) 負担付の場合

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第〇号

令 達 先×

a

×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。ただし、次の事項を遵守しなければなりません。(ただし、許可の日から〇〇以内に〇〇しなければなりません。)

××〇年〇月〇日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名 印×

- 1 〇〇〇すること。
- 2 〇〇〇〇〇しないこと。

a 許可(認可、承認等)の例により記載すること。

(4) 取消権留保の場合

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第〇号	
	令 達 先×
a	×
	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。ただ
	し、次の事項に違反した場合は、その許可を取り消すこと
	があります。
	××〇年〇月〇日
	栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名 <input type="checkbox"/> ×
1	○○○○○○○○○×○○○○○○○。
2	○○○○○○○○○○○×○○○。

a 許可(認可、承認等)の例により記載すること。

第8 通達、依命通達、通知その他

	a
	栃高広第〇号×
	b
	〇年〇月〇日×
c	×
	○○○○〇様
d	×
	栃木県後期高齢者医療広域連合長×氏 名 <input type="checkbox"/> ×
e	×
	×××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○につ××
f	×
	×××いて(〇〇)××
g	×
	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
h	×
	×なお、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

◎特別の書式を要するものについては、この書式によらないことができる。

a b 終わりを1字分空けるように記載すること。

c 第2字目とすること
 d 施行者は、原則として1行書きとし、公印は、氏名の最後1字の半ばにかかるように押印し、押印した後、1字分空くようにすること。

e 第4字目とし、2行以上にわたるときは、1行目の終わりは2字分空け、2行目からの書き出しは、1行目にそろえること。

f 標題には、通達、依命通達、通知、報告、照会、回答等文書の性質を表す語を括弧書きすること。
 g 第2字目とし、2行目からは第1字目とすること。

h 行を改める場合の初字は、第2字目とすること。